

別表1 コンソーシアムの要件

- ア 構成員は、下記に掲げる者とし、営農集団等、民間事業者及び農業関係機関（市町村または、農協等）を必須の構成員とする。ただし、市町村が直接補助事業者の場合は、市町村は必須構成員としない。また、ここでいう営農集団等とは下記の1, 2, 3, 4、農協等とは下記の8, 9とする。
- イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムの運営に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。または事業実施までに定められる見込みがあること。
- ウ コンソーシアム規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- エ 本事業によりスマート農業機器を購入する者及び人材育成のための技術習得等に取り組む者（以下「取組主体」という。）は、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するコンソーシアム又はコンソーシアムを代表する構成員（営農集団等、農業サービス事業体、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産協会に限る。）とする。
- オ 取組主体は、宮崎県内に事業所を有していること。

- 1 営農集団
 - ・代表者の定めがあること。
 - ・組織及び運営の規約の定めがあること。
 - ・人・農地プランに位置づけられた中心経営体または中心経営体となる見込みの農業者を含む3戸以上で構成されていること。
- 2 農事組合法人
 - ・人・農地プランに位置づけられた中心経営体または中心経営体となる見込みの経営体であること。
 - ・年間150日以上農業に従事する者5名以上で組織した法人であること。
- 3 農地所有適格法人
 - ・人・農地プランに位置づけられた中心経営体または中心経営体となる見込みの経営体であること。
 - ・年間150日以上農業に従事する者5名以上で組織した法人であること。
- 4 株式会社
 - ・農業を主たる事業として営むもの。
- 5 民間事業者
 - ・スマート農業のノウハウを有する事業者であること。
- 6 市町村
- 7 農業サービス事業体
- 8 農業協同組合
- 9 宮崎県経済農業協同組合連合会
- 10 畜産協会
- 11 その他